

特別養護老人ホーム南山の郷 看取りに関する指針

利用者が医師の判断のもと、回復の見込みがないと判断された時に、利用者または家族が特別養護老人ホーム南山の郷において看取り介護を希望された際には、以下の考え方のもと看取り介護の実施に努めていきます。

1. 特別養護老人ホーム南山の郷は、「死」は「生」の延長線上にあるものであると認識していることから、「死ぬこと」だけを前提とした支援ではなく、日常的なケアの延長線上として、最期まで利用者の「生きること」を支えることに努めます。
2. 特別養護老人ホーム南山の郷では、高齢期は人生が完結する大切な時であると認識し、誰もが「最期まで幸せでありたい」というごく当たり前の願いを実現できるように努めます。その中で、利用者の自己決定と尊厳を守りながら、安らかな最期を迎えるために、以下に示す看取り体制のもと、看取り介護の実施に努めていきます。
3. その人らしい最期を迎えるためには、本人の意向を尊重することは当然として、家族、スタッフ、関係する人々の思いを一つにすることが必要です。本人が望む、または望むと思われる最期の迎え方を関係する周囲の人々が同じ気持ちで看取り介護に当たることに努めていきます。

1) 看取り介護の具体的方法

(1) 生前意思の確認

特別養護老人ホーム南山の郷における看取り介護の考え方を明確にし、本人または家族に生前意思（リビングウィル）の確認を行います。

(2) 看取り介護の開始

特別養護老人ホーム南山の郷の看取り介護においては、職種間で協議した後、医師による診断がなされた時（医学的に回復の見込みがないと判断した時）を看取り介護の開始とします。

(3) 本人または家族への説明と同意

看取り介護実施に当たり、本人または家族に対し、医師または協力病院から十分な説明が行われ、本人または家族の同意を得ます（インフォームドコンセント）。

(4) 多職種協働による看取り介護に関する計画書作成

看取り介護においては、そのケアに携わる施設長、生活相談員、ケアマネジャー、看護職員、栄養士、介護職員、機能訓練指導員などが協働して看取り介護に関する計画書を作成し、利用者の状態または家族の求めに応じて随時に家族への説明を行い、同意を得て看取り介護を適切に行います。なお、ご家族に定期的に状態や看取り介護の経過を報告し、必要に応じて計画内容を見直し、変更します。

2) 施設における医療体制の理解

介護老人福祉施設は医療施設ではありません。病院のような病気の治療や回復または療養を目的とした施設ではなく、「高齢者の生活」を支えるための社会福祉施設です。特別養護老人ホーム南山の郷の医師や看護職員の主たる役割は、利用者の健康管理であり、病院のように治療を主としていないことから、常勤の医師や夜勤ができる看護職員などの体制は制度的に求められていません。疼痛管理や一部点滴等の対応について提携する医療機関との協力体制はありますが、病院の病棟のように専門的で迅速な対応はできない状況です。

3) 医師・看護体制

- ①看取り介護実施に当たり、特別養護老人ホーム南山の郷は配置医（短期入所においては主治医及び外部の医療機関との連携）、看護職員との24時間連絡態勢を確保し、必要に応じて随時対応します。
- ②看護職員は医師の指示を受け、看護責任者のもとで利用者の疼痛緩和など安らかな状態を保つように状態把握に努め、利用者の心身の状況を受け止めるようにします。また、日々の状況などについて随時、家族に対して説明を行い、その不安に対して適宜対応します。
- ③医師による看取り介護の開始指示を受けて、カンファレンスに基づき多職種による看取り介護計画書を作成し、実施するものとします。

4) 看取り介護の施設整備

- ①尊厳ある安らかな最期を迎えるために個室または静養室の環境整備に努め、その人らしい人生を全うするための施設整備の確保を図ります。
- ②施設での看取り介護に関して、家族の協力態勢（家族の面会、付き添いなど）のもとに個室または静養室を提供します。

5) 看取り介護の実施とその内容

(1) 看取り介護に携わる者の体制およびその記録などの整備

- | | |
|------------------------|---------|
| ①看取り介護についての同意書 | ②医師の意見書 |
| ③看取り介護計画書作成（変更、追加） | ④経過観察記録 |
| ⑤ケアカンファレンスの記録 | ⑥臨終時の記録 |
| ⑦看取り介護終了後のデスカンファレンス会議録 | |

(2) 看取り介護実施における職種ごとの役割

〈施設長〉看取り介護の総括管理、諸問題の総括責任

〈生活相談員〉継続的な家族支援／多職種協働のチームケアの強化／死亡時および緊急時のマニュアルの作成と周知徹底

〈ケアマネジャー〉介護サービス計画書の作成

〈看護職員〉医師または協力病院との連携強化／スタッフへの「死生観教育」とスタッフからの相談機能／状態観察と医療処置／疼痛緩和／家族への説明と不安への対応／オンコールへの対応

〈管理栄養士〉利用者の状態と嗜好に応じた食事の提供／食事，水分摂取量の把握／家族への食事提供

〈機能訓練指導員〉安楽な体位の工夫／福祉用具の選定

〈介護職員〉きめ細やかな食事，排泄，清潔保持の提供／十分なコミュニケーション／状態観察

〈事務職員〉家族との連絡窓口

(3) 看取り介護の実施内容

① 栄養と水分

看取り介護に当たっては，多職種と協力し，利用者の食事・水分摂取量，浮腫，尿量，排便などの確認を行うと共に，利用者の身体状況に応じた食事の提供や好みの食事などの提供に努めます。

② 清潔

利用者の身体状況に応じて，可能な限り入浴や清拭を行い，清潔保持と感染症予防対策に努めます。その他，本人，家族の希望に沿うように努めます。

③ 苦痛の緩和

〈身体面〉利用者の身体状況に応じた安楽な体位の工夫と援助および疼痛緩和などの配慮を適切に行います。

〈精神面〉身体機能が衰弱し，精神的苦痛を伴う場合，手を握る，体をマッサージする，寄り添うなどのスキンシップや励まし，安心できる声かけによるコミュニケーションの対応に努めます。

④ 家族

変化していく身体状況や介護内容については，定期的に医師からの説明を行い，家族の意向に沿った適切な対応を行います。

継続的に家族の精神的援助（現状説明，相談，こまめな連絡など）を行い，カンファレンスごとに適時の状態説明を通し，家族の意向を確認します。

6) 看取り介護に関する施設内教育

介護老人福祉施設における看取り介護の目的を明確にし，死生観教育と理解の確立に努めます。基礎・実践・応用と段階的に教育を施していくことが効果的です。

〈基礎〉看取りに関する指針の理解／死生観教育／記録の重要性

〈実践〉開始から終了までの経過／専門性の理解と職種間連携／死亡時の行動マニュアル／書類の作成と管理／デスカンファレンスの重要性／エンゼルケアの意味と手技

〈応用〉終末期を意識したアセスメント／終末期における心身の変化と観察のポイント／終末期における家族とのかかわり方／・臨終後のあいさつと姿勢 など